**平成２２年（フ）第３９７号**
広島県福山市能島３丁目５番10号、前住所広島県廿日市市陽光台１丁目９番地25
債務者　榊原　美和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３９８号**
広島県福山市能島３丁目５番10号、旧住所広島県廿日市市峰高２丁目３番27号
債務者　焼肉処榊原こと　榊原チヅ子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２６号**
高知県室戸市室戸岬町2033番地７
債務者　北川　清行
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第３３号**
高知県安芸市奈比賀971番地１
債務者　中川　惠子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第１３９号**
福岡県うきは市浮羽町浮羽390番地６
債務者　田辺　泰彬
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１４０号**
福岡県うきは市浮羽町浮羽390番地６
債務者　田辺　桂子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第２７７号**
大分県別府市照波園町10番12号
債務者　山崎　　努
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２９０号**
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森５番地15
債務者　森川　有子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第３０３号**
盛岡市西青山１丁目16番48号
債務者　臼井　淑人
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第３０４号**
盛岡市東緑が丘９番１号
債務者　中村　安良
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１０５号**
福島県郡山市久留米６丁目24番地の５
債務者　七海　里奈
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１２１号**
福島県郡山市西田町根木屋字梶内161番地の20
債務者　成田　善成
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１２２号**
福島県郡山市西田町根木屋字梶内161番地の20
債務者　成田　惠子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１５７号**
富山市新庄町３丁目６番50―906号　スカイタウン富山、前住所富山市新庄町３丁目６番50―905号　スカイタウン富山
債務者　山口　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１６５号**
富山市町新100―２　パインパレス町新１―105、住民票上の住所石川県羽咋市的場町的場111番地４
債務者　中西　宣広
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１６１号**
広島県福山市芦田町大字下有地415番地４
債務者　門原　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第１６２号**
広島県福山市大門町５丁目17番15号
債務者　枝森　英治
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係